

## 香川県条例第67号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、<u>風致地区（一の同法第4条第2項に規定する都市計画区域について定められたものをいい、その面積が10ヘクタール以上であって2以上の市町の区域にわたるものに限る。以下同じ。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市の<u>区域内</u>にあっては、<u>当該市の長</u>。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の<u>堆積</u></p> <p>2 国の機関、都道府県、<u>市（都の特別区を含む。）</u>、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務の全部を処理する町村又は規則で定める独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区（その面積が10ヘクタール<u>以上</u>のものに限る。以下同じ。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（<u>高松市の区域</u>にあっては、<u>高松市長</u>。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の<u>堆積</u></p> <p>2 国の機関、都道府県、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市、同法第252条の26の3第1項の特例市又は規則で定める独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）その他の法人が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。</u></p>

3 略

別表第1 (第2条関係)

- 1～20 略
- 21 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち同条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- 22 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる施設で港湾施設とみなされるものを含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- 23～33 略

3 別表第1に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を通知しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

- 1～20 略
- 21 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- 22 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる施設で港湾施設とみなされるものを含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- 23～33 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日前に知事に対してなされた改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項の許可の申請に係る行為及び同日前にした同項に違反する行為については、なお従前の例による。
- この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のとおり改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会へ</p>

の送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～50 略	
51 法及び省令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略	略
51の2 <u>風致地区内における建築等の規制に関する条例</u> (昭和45年香川県条例第37号。以下この項において「条例」という。) <u>及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>条例第2条第1項の規定による許可</u> (2) <u>条例第2条第2項の規定による協議</u> (3) <u>条例第2条第3項の規定による通知の受理</u> (4) <u>条例第6条第1項の規定による届出の受理</u> (5) <u>条例第6条第2項の規定による承認</u> (6) <u>条例第7条第1項の規定による処分及び措置命令</u> (7) <u>条例第7条第2項の規定による措置及び公告</u> (8) <u>条例第8条第1項の規定による立入検査</u> (9) <u>条例別表第3宅地の造成等の項(3)のイの規定による指定</u> (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、 <u>条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で規則で定めるもの</u>	宇多津町
52 駐車場法 (昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。) <u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(3) 略	略
53～55 略	

別表第2 (第3条関係)

書 類	市 町
-----	-----

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～50 略	
51 法及び省令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略	略
52 駐車場法 (昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。) <u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(3) 略	略
53～55 略	

別表第2 (第3条関係)

書 類	市 町
-----	-----

1～28 略

29及び30 削除

31～37 略

1～28 略

29 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）及び同条例の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの

丸亀市 坂  
出市 観音  
寺市 三豊  
市 宇多津  
町 多度津  
町

30 削除

31～37 略

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第2条第1項の許可の申請に係る行為についての前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例別表第2の29の項に掲げる書類の受付及び知事への送付又は申請者等への送付に関する事務については、なお従前の例による。